平成28年度丹羽広域事務組合 水道部職員採用候補者募集要項

◎ 受験申込書の入手方法

配 布 期 間 平成27年7月1日(水)~ 平成27年8月17日(月)

入手方法 ① 総務課(水道部庁舎2階)で直接受け取る。

② 郵便で請求する。

封筒に「水道部職員受験申込書請求」と朱書きし、角形2号(A4版サイズ)の返信用封筒(120円分の切手を貼り、郵便番号、住所及び氏名を明記)を同封してください。なお、受付期間内に受験申込が完了できるよう、期間的余裕をもって請求してください。

【請求先】 〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目 23 番地 丹羽広域事務組合総務課

◎ 申込受付期間 平成27年8月3日(月)~ 平成27年8月20日(木)

持参申込みの場合:受付は総務課 午前8時30分から午後5時00分まで(土・日を除く)

郵送申込みの場合:受付期間最終日の前日8月19日(水)までの消印を有効とします。配達記録など 確実な方法で郵送することをお勧めします。また、受験票を返送する必要があるため、

長形3号の返信用封筒(82円分の切手を貼る)を同封してください。

※ 上記受付期間以外の受付は行いませんので、必ず受付期間中に書類を提出してください。

1 募集内容・受験資格

- (1)職 種 企業職(水道事業)
- (2)採用予定人数 1名程度
- (3)職務内容 安心・安全な「水」の安定した供給を持続するため、水質管理、配水設備管理、 配水管整備、水道料金徴収など各種水道事業に関する業務に従事します。
- (4) 受 験 資 格
 - ① 平成2年4月2日以降の出生で、高校卒業以上の学歴を有する方、または平成28年3月までに卒業 見込みの方。ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は受験できません。 (第16条(欠格条項)主な内容)
 - 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - ② 日本の国籍を有しない方で、永住者または特別永住者の在留資格がない方は受験できません。なお、日本の国籍を有しない方は公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわることができないとする基本原則に基づき採用されます。
 - ③ 申込書等の記載事項に虚偽または不正があると、職員として採用される資格を失います。また、採用 後に虚偽または不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

2 提出書類

- (1)採用候補者試験申込書
- (2) 組合指定の履歴書 (写真は上半身、脱帽、正面向きで3か月以内に撮影したもの。)
- (3) 卒業見込証明書または卒業証明書
- (4) 成績証明書
 - ※ 提出された書類の返却は行っておりません。

3 試験の日時及び場所

第1次試験日 平成27年9月20日(日)午前9時00分(受付は午前8時50分まで)

会 場 丹羽郡大口町上小口一丁目624番地

丹羽広域事務組合消防本部 3 階会議室

第2次試験日 第1次試験後に別途通知 平成27年10月下旬予定

合格決定 第2次試験後に別途通知

4 試験内容

試 験 区 分	試験種目	試 験 内 容
第1次試験	一般教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数 的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式筆記試験
	作文試験	与えられたテーマについての作文試験
	職場適応性検査	職務への対応や対人関係に関する適性についての択一式筆記検査
	集団討論	与えられたテーマについての集団討論
第2次試験	面接試験	

5 そ の 他

- (1) 最終合格者は採用候補者として登録され、その後特別な事情が生じた場合を除き、平成28年4月1日に採用予定です。
- (2) 初任給は、大学卒(4年制) 174, 200円、短大卒(2年制) 157, 700円、高校卒146, 500円で、原則として毎年1回定期に昇給します(平成27年4月現在)。このほかに期末手当、勤勉手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当等が支給要件に応じて支給されます。

書類提出先及びお問合せ先

〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地

(お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時00分まで)